

**別表第11(第34条第1項、第35条及び第37条第2項)**

公共用水域に排出される排水の規制基準(1)

事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 mg / L、ダイオキシン類についてはpg TEQ / L)

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.1
シアン化合物	シアンとして 1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.2
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5
砒素及びその化合物	砒素として 0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2 ジクロロエタン	0.04
1, 1 ジクロロエチレン	0.2
シス 1, 2 ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1 トリクロロエタン	3
1, 1, 2 トリクロロエタン	0.06
1, 3 ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ほう素として 10 海域に排出される場合にあっては、ほう素として 230
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ふつ素として 8 海域に排出される場合にあっては、ふつ素として 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100

及び硝酸化合物	
ダイオキシン類	10
フェノール類	フェノールとして 0.5
銅及びその化合物	銅として 1(3)
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1(3)
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	鉄として 3(10)
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	マンガンとして 1
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 1
クロム及びその化合物	クロムとして 2

#### 備考

- 1 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及び鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)の項における( )内は、新設以外の場合の許容限度とする。
- 2 備考1の「新設」とは、昭和46年9月11日(別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日)以後に設置された事業所(昭和46年9月11日(別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日)前から建設工事中のものを除く。)をいう。
- 3 「検出されないこと」とは、備考8に定める方法により排出の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 5 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 6 硝素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所の排水及び同法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場の排水に限りダイオキシン類の規制基準を適用する。
- 8 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
  - (1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法(ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うものとする。)
  - (2) シアン化合物 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
  - (3) 有機燐化合物 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102の31.1に定める方法(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンにあっては環境庁告示第64号付表2に掲げる方法
  - (4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法(ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の54の備考3に定める操作を行うものとする。)
  - (5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2.1に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考15の(b)(第1段を除

く。)及び規格K0102の65.1に定める方法)

- (6) 硒素及びその化合物 規格K0102の61に定める方法
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
- (8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
- (9) ポリ塩化ビフェニル 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
- (10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (14) 1,2ジクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (15) 1,1ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (16) シス1,2ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (17) 1,1,1トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1,1,2トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (19) 1,3ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。)
- (21) シマジン 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。)
- (22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。)
- (23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
- (24) セレン及びその化合物 規格K0102の67に定める方法
- (25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47に定める方法又は環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
- (26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34に定める方法又は規格K0102の34に定める方法又は規格K0102の34.1C) (注<sup>(6)</sup>第3文を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
- (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格K0102の42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算計数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算計数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(C)12及びC)13)の式中「- C × 1.348」を除く。)又は43.2.3(C)7及びC)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算計数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができます。)
- (28) ダイオキシン類 規格K0312に定める方法
- (29) フェノール類 規格K0102の28.1に定める方法
- (30) 銅及びその化合物 規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
- (31) 亜鉛及びその化合物 規格K0102の53に定める方法
- (32) 鉄及びその化合物 規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法
- (33) マンガン及びその化合物 規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
- (34) ニッケル及びその化合物 規格K0102の59に定める方法
- (35) クロム及びその化合物 規格K0102の65.1に定める方法